

## (公社)日本鑄造工学会北海道支部基金に関する規程

平成23年 3月24日 制 定

平成24年 4月19日一部改定

平成28年 4月22日一部改定

### (目 的)

第1条 この規程は、(公社)日本鑄造工学会北海道支部の北海道での全国大会開催の準備、および支部周年事業開催の準備を目的とするための基金（以下「基金」と呼ぶ）に関する必要事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

### (使 途)

第2条 基金の使途は、(公社)日本鑄造工学会定款第5条第4号（表彰・奨励）および同第2号（講演会、研究会、講演会および見学会等の開催）の実施に限定する。

具体的には、

- ①北海道支部大会運営基金
- ②北海道での全国大会開催準備基金
- ③支部周年事業開催基金

の3種類の基金とする。

### (構 成)

第3条 基金は、次に挙げる支部財産をもって構成する。

- ①北海道支部大会運営基金
- ②北海道での全国大会開催準備基金
- ③支部周年事業開催基金

(1) 基金とすることを指定して寄付された財産。

(2) 支部理事会において基金に繰り入れることを決議した財産。

### (管理運用)

第4条 基金は、元本が回収できる見込みが高く、かつ、高い運用益が得られる方法で、固定資産として管理する。

### (充 当)

第5条 基金の計画的な取り崩しにより、第1条で定めた事業の実施に充当するものとし、運用益は基金金額を費消する年度においてその全額を執行する。

2 前項の取り崩し額および運用益の額は、予算に計上しなければならない。

### (処 分)

第6条 事業の実施上やむを得ない事由により、予算計上した計画的な取り崩し額を超えて基金および運用益の全額または一部を処分しようとする時は、支部理事会の承認を得なければならない。

### 附則

1. 本規程に定められていない運用上の細目は支部理事会で決定する。
2. 本規程は、平成23年3月24日から施行する。